

首都圏中央連絡自動車道 新利根川橋(下部工)西工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 P17 19.部分使用に関する事項 について	上部工施工への引き渡し時期を考えると、かなり切迫した工事期間と考えます。引き渡し時期については絶対条件なのでしょうか。あるいは協議対象と考えてよいのでしょうか。	記載した時期に部分使用が可能となるよう施工していただくこととなります。 共通仕様書1-49-1に記載のとおり、受注者は正当な理由が有る場合を除き部分使用を承諾するものとします。
2	特記仕様書 P31 24-12 地盤改良 について	地盤改良B、Cについて杭打ち及び橋脚施工の際の地盤支持力を確保するためと記載されており且つ数量は、構造物掘削箇所も計上されています。そのため全面改良後、杭施工、構造物掘削は改良土掘削となります。また、鋼矢板打設においても地盤N値が現状の施工条件と異なってしまうと考えます。工期を含め協議対象と考えてよいのでしょうか。	設計図の杭詳細図や仮設構造物計画図において、地盤改良後の換算N値を記載しておりますので、これらを参考に必要な費用を計上願います。
3	設計図 P307 地盤改良工B(C)・地盤置換 工(その1) について	P3～P5における置換工はt=3.0m～4.0mとなっておりますが、自立する土質ではなく地下水位も高位となっております。しかし土留工等の補助工法がありません。いかなる施工方法としても協議対象と考えてよいのでしょうか。	監督員が必要と認めた場合は、別途協議の対象になるものとお考えください。
4	特記仕様書 P33 24-13 地盤置換工 について	施工箇所は、地下水位が高位であるが、水替えについて記載が無いことよりその必要が発生した場合は、協議対象と考えてよいのでしょうか。	監督員が必要と認めた場合は、別途協議の対象になるものとお考えください。